

★ 広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例
(条例第三十四号) (障害者支援課)

一 制定の理由

障害者による情報の取得及び利用並びに円滑な意思疎通に係る施策を総合的に推進し、障害の特性に応じた情報の取得及び利用並びに意思疎通手段が十分に確保されるための環境整備や、県民の障害に対する理解の促進について定めた。

二 条例の内容

1 前文

障害者による情報の取得及び利用並びに円滑な意思疎通に係る施策を総合的に推進し、障害の特性に応じた情報の取得及び利用並びに多様な意思疎通手段が十分に確保された環境整備や、県民の障害に対する理解の促進について定めることで、全ての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す条例の趣旨を明らかにする。

2 目的

障害者による情報の取得及び利用並びに円滑な意思疎通の促進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、意思疎通支援者、関係団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって障害の有無にかかわらず、県民が共生する暮らしやすい社会の実現に資することを目的とする。

3 定義

- (一) 障害者 障害者基本法第二条第一号に規定する障害者をいう。
- (二) 意思疎通手段 言語（手話言語及び文字言語を含む。）、文字の表示、点字、触手話、手書き文字、指点字、拡大文字、筆談、要約筆記、代筆、代読、音声出力装置、視線入力装置、平易な言葉、朗読、イラスト等を使った表示、コミュニケーションボード、ジェスチャー、一つずつ順序立てた説明、簡潔で直接的な表現、チェックリストの活用その他の障害者が意思疎通を図るための障害の特性に応じた手段をいう。
- (三) 意思疎通支援者 障害者が必要とする情報を十分に取得し、及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図るため、障害者とその他の者の間における意思疎通の支援を行う者をいう。

4 基本理念

- (一) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策は、県民が人格と個性を尊重し合い、かつ、相互理解を深めるために、障害者が、日常生活又は社会生活を営んでいる地域にかかわらず、等しく必要とする情報を十分に取得し、及び利用することができるとともに、障害の特性に応じた意思疎通手段を使用し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、推進されなければならない。

(二) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る支援は、県、県民、意思疎通支援者、関係団体及び事業者の適切な役割分担による協働により、医療、介護、保健、福祉、教育、労働、交通、電気通信、放送、文化芸術、スポーツ、レクリエーション、司法手続その他の障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野において、推進されなければならない。

5 県の責務

県は、基本理念にのっとり、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

6 県民の役割

(一) 県民は、障害の有無にかかわらず、基本理念にのっとり、障害者による情報の取得及び利用並びに円滑な意思疎通の必要性についての理解を深めるとともに、障害の特性に応じた必要な配慮を行うよう努めるものとする。

(二) 障害者は、基本理念の実現のため、現に情報を取得及び利用し、並びに意思疎通手段を使用する者の視点から、県が実施する障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に対して、要望及び意見を積極的に表明するよう努めるものとする。

7 意思疎通支援者及び関係団体の役割

意思疎通支援者及び関係団体は、基本理念にのっとり、他の意思疎通支援者及び関係団体と相互に連携して、障害の特性に応じた情報の取得及び利用並びに意思疎通手段について県民の理解の促進に努めるほか、県が実施する障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に協力し、障害者の意思疎通を積極的に支援するよう努めるものとする。

8 事業者の役割

事業者は、その事業活動を行うに当たっては、障害者が必要とする情報を十分に取得し、及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図ることができるよう必要な配慮を行うとともに、県が実施する障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に協力するよう努めるものとする。

9 推進体制

県は、施策の進捗状況を評価するとともに、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進するため、県、市町、障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者その他の関係者が意見を交換し、及び相互に協力することができるとする。推進体制を整備するものとする。

10 計画及び施策の策定

県は、障害者基本法第十一条第二項の規定により策定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進のために必要な事項及び具体的かつ実効性のある目標を定めるものとする。

- 11 意思疎通支援者の養成等
県は、障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野において、障害者が必要とする情報を十分に取得し、及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにするため、意思疎通支援者の確保、養成及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 12 啓発及び学ぶ機会の確保
県は、障害の特性に応じた情報の取得及び利用並びに意思疎通手段について県民の関心及び理解を深めることができるよう、これらを啓発するとともに、学ぶ機会の確保に必要な取組を行うものとする。
- 13 県政の情報の発信
県は、県政に関する情報について、障害の特性に応じた意思疎通手段による発信ができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 14 災害時等の情報の取得及び利用並びに円滑な意思疎通の確保
県は、過去に発生した災害の教訓及び障害者を取り巻く防災課題を踏まえ、災害その他非常の事態において、障害者が障害の特性に応じて情報を取得し、及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図ることができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 15 情報通信機器等の利用方法の習得等
県は、障害者及び意思疎通支援者が障害の特性に応じた情報の取得及び利用並びに円滑な意思疎通に資する情報通信機器その他の機器及び情報通信技術を活用した役割の利用方法を習得することができるよう、講習会の実施、相談への対応その他の必要な取組を講ずるものとする。
- 16 市町との連携
県は、地域の実情に応じて、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る取組が促進されるよう、市町との緊密な連携を図るとともに、市町に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。
- 17 学校に対する環境の整備への支援
県は、日常的に意思疎通手段を必要とする者に対する教育環境の整備のための取組が促進されるよう、市町、障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者その他の関係者と連携を図りながら、学校に対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。
- 18 事業者に対する環境の整備への支援
県は、障害者が勤務又は勤務を予定する事業者に対し、当該障害者が障害の特性に応じて情報を取得し、及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図ることができる環境の整備が促進されるよう、情報の提供、相談及び技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

19 財政上の措置

県は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

三 施行期日

令和七年十一月一日

★ 広島県手話言語条例（条例第三十五号）（障害者支援課）

一 制定の理由

県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格及び個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現に向け、手話言語の認識の普及及び手話の習得の機会の確保に関し必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 前文

手話言語が音声言語とは異なる独自の体系を有する言語であることについての理解及び手話の習得の促進を図るとともに、手話に関する施策を推進し、全ての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格及び個性を尊重し合いながら、共生する社会を実現することを旨とする。

2 目的

手話言語が言語であるという認識の下、手話言語の認識の普及及び手話の習得の機会の確保に関し必要な事項を定めることにより、手話言語を必要とする者及び手話言語を必要とする者と共に生活し、学び、又は働く者の手話の習得を促進し、もって県民がより多くの機会を手話を使用することのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

3 基本理念

手話言語に対する理解の促進及び手話の普及は、手話言語が独自の文法を持つ一つの言語であり、長年にわたりろう者等の間で受け継がれてきた文化的所産であるという認識の下、県民が相互に人格及び個性を尊重し合いながら、手話言語を必要とする者の手話の使用及び習得の機会の確保を図られるよう推進されなければならない。

4 手話言語の認識

(一) 県は、県民に対し、手話言語が言語として認識されるよう必要な啓発を行うものとする。

(二) 県は、手話言語に関する文化の保存、継承及び発展を図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(三) 県民は、手話言語を言語として認識し、手話を使う権利を尊重するよう努めるものとする。

5 手話の習得の機会の確保

県は、市町、障害者、関係団体等と協力して、手話言語を必要とする者が乳幼児期からその家族と共に手話を習得できる機会の確保を講ずるものとする。

6 学校に対する手話の習得の機会の確保への支援

県は、手話言語を必要とする者が在学する学校に対し、手話言語を必要とする者等が手話を習得できる機会の確保を図るための情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

7 事業者に対する手話の習得の機会の確保への支援

県は、手話言語を必要とする者が勤務又は勤務を予定する事業者に対し、手話言語を必要とする者及び手話言語を必要とする者と共に働く者が手話を習得できる機会の確保を図るための情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

8 推進体制

県は、施策の進捗状況を評価するとともに、手話言語の認識の普及及び手話の習得の機会の確保に関する施策を総合的に推進するため、県、市町、障害者、関係団体及び事業者その他の関係者が意見を交換し、及び相互に協力することができる推進体制を整備するものとする。

9 財政上の措置

県は、手話言語の認識の普及及び手話の習得の機会の確保に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

三 施行期日

令和七年十一月一日

★ 広島県手数料条例の一部を改正する条例（条例第三十六号）（財政課）

一 改正の要旨

政党助成法の一部改正に伴う支部報告書等の写しの交付手数料の新設など、必要な改正を行った。

- 1 マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正に伴う引用条項の整理
- 2 政治資金規正法の一部改正に伴う収支報告書等の写しの交付手数料の対象となる事務の区分の改正

- 3 政党助成法の一部改正に伴う支部報告書等の写しの交付手数料の新設等

二 施行期日

- 1 マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正に伴う引用条項の整理
令和七年十一月二十八日
- 2 1以外の改正 令和八年一月一日

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第三十七号）（市町行財政課）

- 一 改正の理由
 - 知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を削除するため、必要な改正を行った。
- 二 改正の内容

1 市町が処理する事務から削除したもの

事	務	対象市町
理容師法に基づく事務のうち、理容師業務の停止命令等 温泉法に基づく事務のうち、温泉の利用の許可等 興行場法に基づく事務のうち、興行場の営業の許可等 旅館業法に基づく事務のうち、旅館業の営業の許可等 公衆浴場法に基づく事務のうち、公衆浴場の営業の許可等 クリーニング業法に基づく事務のうち、クリーニング所の開設の届出の受付等 美容師法に基づく事務のうち、美容師業務の停止命令等 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事務のうち、特定建築物についての届出の受付等	水道法に基づく事務のうち、専用水道の施設基準適合の確認等 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく事務のうち、回収命令その他被害発生防止の措置命令等	竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市、安芸高田市、北広島市、大崎上島町、世羅町及び神石高原町 北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町 三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市、安芸高田市、江田島市、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町

2 市町を経由することにより処理する事務から削除したもの

事	務	対象市町
大気汚染防止法に基づく事務のうち、ばい煙発生施設の設置に係る届出の受付等 水質汚濁防止法に基づく事務のうち、特定施設の設置に係る届出の受付等 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく事務のうち、公害防止統括者の選任に係る届出の受付等 ダイオキシソ類対策特別措置法に基づく事務のうち、特定施設の設置に係る届出の受付等 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく事務のうち、ばい煙関係特定施設の設置に係る届出の受付等 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく事務のうち、特定施設の設置に係る許可等		竹原市、三原市、尾道市、府中市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、世羅町及び神石高原町 竹原市、三原市、尾道市、府中市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、世羅町及び神石高原町 竹原市、三原市、尾道市、府中市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、世羅町及び神石高原町

3 その他必要な規定の整理を行った。

三 施行期日

令和八年四月一日

★ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第三十八号）（障害者支援課）

一 改正の要旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

令和七年十月六日

★ 警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十九号）（警察本部）

一 改正の要旨

警察法施行令の一部が改正されたことに伴い、警察官に支給する支給品の品目から夏服スカートを削るため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和七年十月六日